

諮問日：平成29年6月8日（平成29年度（最情）諮問第34号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（最情）答申第44号）

件名：懲戒処分説明書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行後から現在まで『最高裁判所の職員で懲戒処分を受けた者の懲戒処分説明書（職・氏名・採用年月日・懲戒処分年月日・逮捕年月日）』」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、処分説明書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件においては、事実を確定し、主張する権利義務の存否を確定しているのであるから、不開示部分を開示しても個人の権利利益を害するおそれはなく、原判断が合理的理由なく不開示としたのは、情報公開の目的を逸脱したものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書のうち不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には、被処分者の氏名が処分の内容等とともに記載されており、一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、同号ただし書イからハまでに相当する事情

は認められない。さらに、本件不開示部分のうち氏名を明らかにしない場合であっても、被処分者の所属、官職等を公にすると、関係者からは個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれがあるから、部分開示をすることは相当でない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、当該被処分者の処分の内容が当該被処分者の氏名、官職等とともに記載されており、本件不開示部分に記載された情報は、全体として被処分者に係る法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。また、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件不開示部分を開示しても個人の権利利益を害するおそれはないなどと主張する。しかし、本件不開示部分の記載内容からすれば、本件不開示部分のうち氏名については個人識別部分であることが明らかであるし、その他の記載部分についても特定の個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示文書を対象文書として特定し、その一部

を不開示とした原判断については，本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人